

4 日の都議会定例会で「東京都安全・安心まちづくり条例案」を質疑

都は、平成 15 年第 2 回東京都議会定例会に「東京都安全・安心まちづくり条例案」提出しているが（詳細は別項ニュースをご覧ください。東京都安全・安心まちづくり条例案も掲載しています）が、4 日にこれに関連した質疑が行われた。冒頭、6 月 24 日の都議会で選任の同意を得、6 月 25 日付で副知事に任命された竹花豊副知事が「知事のもと、都政の喫緊の課題である治安の維持回復に関係各方面と連携、協力しながら全力で取り組んでいく。都議会の皆様方のご指導、ご鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます」と就任の挨拶をした。

質疑の概要は、次のとおり。

○新藤義彦議員（自由民主党）

最近、喫緊の課題となっている治安の問題について伺います。最近の東京における治安の悪化は、犯罪に関するさまざまなデータに顕著にあらわれています。東京都の刑法犯の認知件数は、平成 2 年には 20 万件程度だったものが、平成 14 年度において 30 万件的大台に乗るに至っている。また、凶悪犯罪の認知件数も 1,647 件と 10 年前の 1.5 倍の水準にまで高まっている。

このような犯罪情勢の悪化に追い打ちをかけているのが、都内の犯罪の検挙率の低下です。東京における刑法犯の検挙率は、昭和 60 年には 60%を超えていたものが、平成 14 年には 25%程度にまで低下している。このような危機的な状況にある東京の治安を回復するためには、これまでの延長線上にはない抜本的な対策を総合的に講ずる必要があると考えている。

このような東京の治安について、新たに治安担当副知事になられた竹花副知事はどのような現状認識をお持ちか、また今後の治安対策への取り組みについての決意をお伺いしたい。

ところで、東京における犯罪の防止に向けて、警視庁では懇談会を設置して、この 3 月には東京都安全・安心のまちづくりについての報告書が取りまとめられました。報告書の内容を踏まえ、本定例会には安全・安心まちづくりの条例も提案されている。

同報告書の中では、安全・安心のまちづくりの推進に向けて、住民による自主的な防犯活動を促進することが必要であるとしている。実際に江戸川区では、地元にある相撲部屋の力士が自主的にパトロールを行って、治安の回復に協力している。この安全・安心まちづくりの条例によって、警視庁はどのような取り組みを具体的に都内において展開しようとしているのかお伺いしたい。

地域の防犯活動が重要なのはいうまでもないが、やはり最後に頼りになるのは警察の力であると考え。今般、警察の力によって都内の犯罪を減らすため、知事も公約の中で、警官の増員が一目でわかるレベルまでパトロールをふやし、町中での犯罪を大幅に減らすとの考えを明らかにしている。都内で地域の交番が無人となる、いわゆる空き交番がふえて、住民の間で、いざというとき警察に頼ることができないのではないかという不安が広がっている。こうした中、知事の公約は非常に時宜を得たものであると考える。

警察官が交番などを拠点として町中で巡回し、軽微な犯罪でも厳しく取り締まることがその後の犯罪の抑止につながることは、ニューヨークのジュリアーニ前市長の取り組みを見ても明らか。わが国でも札幌市内で駐車違反を徹底的に取り締まり、繁華街での犯罪件数を大幅に減らすことに成功したと聞いている。

知事は、警察官がパトロールに出る機会をふやすため、警察官のデスクワークを軽減すべく、都からの派遣職員がかわりに行うとの構想も披瀝しています。こうした知事の構想について、警視庁としてどのように具体化していく考えがあるのか伺いたい。また、現在の空き交番の状況やその解消にどのように進めていく考えであるのかについてもあわせて伺いたい。

さらに、都からの派遣職員を受け入れるだけにとどまらず、警視庁みずからも、警察官のデスクワークを減らし、現場に出動できる警察官をふやすため、業務配分のあり方を見直していくことが重要であるとする。警察の業務のあり方については、警察庁の違法駐車問題検討委員会などで、駐車違反の取り締まりについては民間委託をすべきとの考えも示されている。

また、さきに挙げたニューヨーク市警では、警察の IT 化によって業務の効率化を実現し、余裕のできた時間をパトロールに活用する取り組みを行ったと聞いている。このような活動を踏まえ、警視庁として現場で活動する警察官を増員するために、民間活力の活用を含めた業務配分のあり方の見直しや業務の効率化に関してどのような取り組みを展開していくのか伺いたい。

○竹花豊副知事

東京の治安に対する現状認識と今後の取り組みについてお答えします。私が副知事を拝命してから、私に多くの都民の方々から激励の声が寄せられており、その声の中には、都民の現在の治安状況に対する不安が感じ取られました。改めて一生懸命やらなきゃならぬという思いを強くしている状況です。

東京の治安は、数字が示しているが、まことに憂慮すべき状況であり、都民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、日本の治安にも決定的な影響力を持っており、その回復は喫緊の課題であると思う。

治安悪化の要因はさまざまあるわけだが、外国人の組織犯罪が多発し、また、依然として暴力団が暗躍を続けている。これは社会の病理的側面のあらわれともいい得るわけだが、規範意識が非常に薄くなる、あるいは犯罪抑止機能も低下をしていくといったような問題も、犯罪の背景にはあるように思われる。

このような状況に対処するためには、入国管理あるいは犯罪取り締まりといったものがさらに厳正に行われることが重要であることはもちろんだが、都を含め関係の行政機関が、少年の健全育成や犯罪に強いまちづくりなどの取り組みを抜本的に強化する必要があると思う。さらに、民間の事業者あるいはボランティアの方々の犯罪抑止のための活動が一層活発になり、また、都民一人一人の犯罪に対する警戒心がさらに向上することも望まれる。

このような観点から、今後、都民、有識者の方々、ボランティアの方々などの意見や要望を広く聞きながら、都の行政全般を見直すとともに、警察力の強化にも寄与していきたいと考えている。また、警視庁や国、首都圏自治体との連携強化を図り、都民、事業者、NPO などと一体となり、治安悪化に対抗する社会の大きな流れをつくり、社会的な共同戦線を築くことで、首都東京の治安を回復していくべく、全力を尽くしたいと考えている。

○石川重明警視總監

まず、安全・安心まちづくり条例に基づく取り組みについてお答えします。現在提案をしております条例案は、東京都の関係部局と都民、事業者が相互に協力、連携しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいくということを示した、いわば基本条例の案ともいうべきものである。

そのための推進体制として、知事を会長として、行政、都民・地域団体、事業者団体の代表者で構成される東京都レベルの推進協議会、それから、区市町村、関係機関、警察署長、地域住民の代表者で構成される地域レベルの推進協議会がそれぞれ設置されて、そのもとで計画的、継続的にさまざまな施策を推進しようというものである。

警視庁としても、これらの協議会に参画して、東京都の関係部局と協力し、一つには、地域住民による自主的な防犯活動を促進するため、犯罪情報等の積極的な提供、情報発信、各種ボランティアの結集、防犯に関心を持っていただくための生活安全教育の実施。二つには、犯罪の防止に配慮した環境を整備するため、スーパー防犯灯などの設置による公共空間における都民の安心確保、防犯性にすぐれた住宅等の普及促進システムの構築への参画。三つには、児童等の安全を確保するため、学校や通学路等にお

ける安全管理の充実、関係機関との連絡体制の強化などなど、関連施策の推進に努めていく考えである。

次に、知事のご提案に係る都職員の派遣構想の具体化についてお答え申し上げます。知事のご提案は、現在の東京における厳しい治安情勢を踏まえられたものと認識しています。限られた人員で治安対策に当たっている警視庁の窮状について理解をしていただき、大変ありがたいと思っている。

都の職員を警視庁に受け入れるにあたっては、基本的には、警察官による地域のパトロール強化につながるような人員配置を行おうと考えており、この具体的な受け入れ先等につきましては現在検討中ですが、なるべく早く成案を得て実施に移したいと考えている。

次に、現在の空き交番の状況や、その対策についてだが、現在、警視庁の管内には 942 カ所の交番があります。このうち 735 カ所については警察官を常時配置して運用しているが、このほかの 207 カ所の交番は、地域の犯罪情勢や警察事象等に応じて、必要な時間帯に必要な人員を配置するという一方で、可能な限り交番をあけるようにしている。

警視庁としては、交番には常に警察官がいてほしいという地域の方々の強い要望にこたえることができるように、従来から、この空き交番対策を進めている。警察官が不在となる交番に、退職した警察OB を交番相談員として配置をするほか、交番を都市型駐在所に転換するなど、いろいろな施策を講じて、空き交番を少しでも少なくするように努めている。

また、事件、事故等への対応のために一時的に警察官が不在になる交番もあるが、隣接する交番の勤務員やパトカーが重点的にパトロールをその時期に行うということで対応しているところもある。今後とも、地域の実態に即して、住民の方々のご意見、ご要望を真摯に受けとめて、空き交番に対する弾力的な対策を講じていく必要があると考えている。また、地域警察活動を強化するために、国に対して警視庁の警察官の増員を強力に働きかけることなどによって、この空き交番の解消に向けてさらに努力していきたい。

次に、警察官を増員するために、民間活力の活用を含めた業務配分のあり方の見直しや業務の効率化に関しての取り組みについてお答えします。

警視庁では、従来から、その時々治安情勢に的確に対応するために、デスク部門の警察官を削減したり、あるいは一般職員へその業務を振りかえるといったことなどによって、警察官を現場へ配置転換するなど、合理的な人員配置に努めてきた。また、警察業務省力化推進委員会を部内に設けて、IT 化の推進等、業務の省力化、合理化にも取り組んできた。

その結果、平成 10 年以降、約 1,300 人を内部で捻出し、現場を中心に配置転換をして、例えば平成 13 年は、管理部門と機動隊の定員を削減、本部実動部門や第一線警察署への人員のシフトを行い、来日外国人犯罪等に対する捜査体制の強化も行った。また、昨年度及び今年度には、計 380 人の警察官の増員を行い、これに加えて部内のパワーシフトを行い、組織犯罪対策やピッキング等の侵入犯罪対策面での体制の強化した。

一方、従来から、自転車の防犯登録事務等を民間委託している。近年、来日外国人犯罪の多発に伴い、民間人の通訳を多数お願いするといったようなことで、こうした形でも業務の効率化を図ってきた。今後とも、その時々情勢に応じた不断の見直しを行うことで、合理的な人員配置を行って、現場の警察活動強化のための組織体制の整備に努める。

一方、従来から、自転車の防犯登録事務や庁舎の清掃、文書集配等の業務を民間委託している。近年、民間人の通訳を多数お願いするといったようなことで、こうした形でも業務の効率化を図ってきた。今後とも、その時々情勢に応じた不断の見直しを行い、合理的な人員配置を行って、現場の警察活動強化のための組織体制の整備に努めていきたいと考えている。

○田中良議員（民主党）

私たちは、平成 13 年 12 月以来、ほとんど毎回のよう治安問題を取り上げ、石原知事や警視總監に対して対策強化を求めてきました。その意味からも、今回、安全・安心まちづくり条例が提案されたことは、私たちとも共通の危機意識を持つものとして理解している。

しかし、本条例案では、住民の自主的な防犯活動や、東京都の各部局が警察の施策に協力することなどを求めているが、治安対策で大きな成果を上げたといわれているニューヨーク市では、軽微な犯罪への迅速、厳格な対応が犯罪の抑止力になるというブロークンウィンドー理論に基づいた軽犯罪対策の強化、あるいはコンプスタットというコンピューターを活用した犯罪統計による管理システムの導入、警察組織の改革などを実施した。

私たちは、ニューヨーク市の例が示すように、東京の治安を回復するためには、まず警察による戦略的で効率的な取り組みこそが必要であると考え、見解を伺いたい。警察の取り組みについて、特に私たちは、現場警察官の増員を機会あるごとに求めてきた。知事も、所信表明で、国に対して警察官の増員を求めるほか、警視庁の業務の効率化や行政サイドからの支援など、さまざまな方策を通じて街頭パトロールを強化すると述べてきた。

一方、ニューヨーク市では、交通警察局と住宅警察局が統合し、重複していた部門の人員を削減するとともに、書類事務に要する時間を週平均 22 時間から 2 時間に短縮したともいわれるような徹底した IT 化によって、警察官が現場に出る人員、時間をふやしている。

私は、交通警察の一部民営化、重点地区への機動隊の投入を初めとした組織改革、運用改善や IT 化による事務の効率化を大胆に進めることなどで、現場にいる警察官を実質的にふやしていくべきと思うが、人員増に向けた具体的な取り組みについて伺いたい。

さて、条例案では、住民による自主的な防犯活動の促進を打ち出している。私たちは、こうした防犯活動については大変意義があるものと考えており、警察においても、彼らが活動しやすい環境づくりを進め、治安向上に取り組んでもらいたい。

特に、地域と一体となった防犯活動の拠点である交番に警察官がいない、いわゆる空き交番の解消が重要な課題であると考え、こうした空き交番を解消し、交番を拠点とした警察と都民、民間団体との対等、平等のパートナーシップを確立することが、治安の回復と、住民による自主的な防犯活動の促進につながるものと考えますが、見解を伺いたい。

同時に、この条例が実効あるものとなるためには、知事部局を初めとした関係行政機関と真の協力関係も重要です。この条例を提案するに当たって、警視庁は、各条項に係る行政機関とどのような協議を行ってきたのか、また、今後、指針を定めるに当たってどのように協議を進めようとお考えか、見解を伺いたい。

次に、防犯カメラについて伺います。条例案は、共同住宅の建築主に対して、東京都が警察署長に意見を求めるよう助言し、警察署長は、犯罪防止のための設備の設置などに関する情報提供や技術的助言を行うとされている。また、金融機関や深夜まで営業する小売店舗などにも同様の措置が規定されている。今後は、こうした規定を通じて防犯カメラの設置が進むと考えられるが、これがプライバシーの侵害につながったり、悪用されるものであってはならない。現在、警視庁は防犯カメラの運用基準を定めているけれども、これはあくまで警視庁の内規であって、事業者などを拘束するものではない。

私は、安全・安心まちづくり条例によって、今後、警察署が助言し、設置されるであろう防犯カメラについても、目的外使用されることのないよう、運用の基準などを定めた条例を制定すべきではないかと思うが、見解を伺いたい。

近年、いわゆる来日不良外国人による犯罪が急速な伸びで増加しているが、外国人の中でも、不法に入国しようとする外国人に対しては、取り締まりの強化により効果的に抑止することが期待できる。最近、船舶を利用して密入国しようとした事件が相次いで発生したこともあり、東京都では、東京港に係る行政機関や利用者団体に呼びかけて、東京港密入国及びテロ対策連絡会を設立し、ことし3月24日に初会合を開いて、密入国の取り組みを始めたところです。

外国人の入国管理にかかわる業務は、本来、国の責任で取り組まれるべきものでありますが、今後、この連絡会における具体的な対策の早期実施が求められており、港湾管理者である東京都としても、保安施設の整備や保安訓練を実施するなど、不法入国外国人を水際で阻止すべきと思います。東京港での密入国対策について見解を伺いたい。

○石川重明警視總監

東京の治安を回復するための警察の取り組みについてだが、警視庁では、都内の近年の厳しい治安情勢にかんがみ、ことしを治安回復元年と位置づけ、年初から、都民が特に不安を感じられる、ひったくり、侵入窃盗、侵入強盗、性犯罪等を中心に、少年犯罪対策、来日外国人犯罪対策、暴力団対策の3本の柱を重点として、街頭・侵入犯罪抑止総合対策に、警視庁本部、警察署、総力を挙げて取り組んでいる。こうしたことを通じて、都民の体感治安の回復を図るさまざまな対策を計画的、継続的に推進している。

この治安回復のために、警察が、本来の任務であるこうした各種の取り締まり活動等を戦略的、効率的に強化することが重要であることは、議員ご指摘のとおりである。また、犯罪の抑止は、防犯と検挙が一体となって初めて達成されるものである。そのためには、ひとり警察だけではなくて、自分たちの町は自分たちで守るという共通の認識のもとに、関係行政機関はもとより、都民、事業者が一体となって犯罪の防止に取り組むことが極めて効果的であると考えている。今回の条例案は、こうした認識に基づきまして提案している。

次に、現場の警察官を実質的にふやすための取り組みについてだが、警視庁では、第一線の執行力の充実強化を図るために、組織改革などさまざまな方策を実施してきた。その一例として、組織改革等に関し、ことし4月、組織犯罪対策部を創設、現在の犯罪情勢に対応しつつ、その運用を図っている。

また、犯罪実態に応じて、機動隊等の大量の警察力を集中的に投入した歌舞伎町などの地区特別対策や、本部デスク部門の警察官部隊を警察署に派遣し、ひったくり対策等を行うといったようなことを、波状的かつ継続的に実施している。

こうしたことと並行して、業務のIT化を推進するために、各警察署・本部にパソコンを整備して、全所属をネットワーク化した統合情報通信システムを構築するとともに、その通信回線の高速化を図って、各種警察活動の効率化に努めている。

また、現場で活動する警察官を実質的に増員する方策として、退職した警察官を非常勤職員として採用して、これまで現役の警察官が行っていた各種業務を代替させたり、あるいは交番相談員や駐車取り締まり支援要員として、警察官とともに現場での警察活動に当たってもらっている。今後も、国に対して警視庁の警察官の増員を要望していく一方で、内部的にもさらに徹底した事務の合理化、効率化を進めて、現場の執行力の強化に努めたいと考えている。

次に、交番を拠点とした住民による自主的な防犯活動の促進についてだが、地域社会の安全と平穏は、ひとり警察のみならず、そのパートナーともいえるべき地域の方々と自治体との連携の上で成り立つと考えられる。中でも交番は、日々発生する各種の事件、事故に対応する地域警察活動の拠点であり、可能な限り空き交番となる状態を解消するための対策を講ずることは、極めて重要な問題だ。

また、交番は、従来から、住民との意見交換を行うためのふれあい連絡協議会等の開催の場として、地域の犯罪情報の提供や、住民と警察が協働した問題解決活動などに大きな役割を果たしてきた。今後も、関係行政機関や地域住民と緊密な連携を図って、その理解、協力のもとに、生活安全センターとしての交番を拠点とした、住民による自主的な防犯活動の促進に力を入れていきたいと考えている。

次に、条例案の立案過程における協議状況等についてです。この条例案の立案に当たっては、東京都の関係部局との間で、合同連絡会議及び個別協議を随時実施し、関係部局とともに、区市町村の総務部長会等の会議の席上で事前に説明を行うなど、緊密な協議を重ねた。また、お尋ねの指針では、条例上、知事、教育委員会、公安委員会が共同して定めることになっているので、今後、東京都の関係部局とも緊密に連携して、その内容等について十分な協議を行った上で策定に至るものと考えている。

防犯カメラの運用基準などを定めた条例の必要性についてだが、防犯カメラの運用がプライバシーの侵害につながったり悪用されるものであってはならないことは、ご指摘のとおり。警視庁管理のカメラは、そうした観点から厳格な運用基準を定めて運用している。

また、民間が設置する街頭防犯カメラ等についても、相談が警察にあった場合には、プライバシーに配慮した厳格な運用を図るということなどについて助言している。現実には、昨今、商店街などが自主的に設置をしている防犯カメラは、地域の方々が自主的に管理運用委員会を設置して、管理運用規程を設けてデータの管理を厳格に行っているところもあると承知している。

防犯カメラの運用基準について、条例制定の必要性があるかどうかということだが、現状では、警視庁としてこの問題についてお答えするデータなり立場にはないと思う。現実には都内の各所に設置された防犯カメラの実態を見ると、その設置主体、目的、運用実態などが非常に多種多様である。そういうことから、いろいろ運用基準を定めることについても研究が必要ではないか。こうした問題について、今後、関係当局において慎重に検討されるべきものとする。

○大木田守議員（公明党）

治安の維持こそ最大の都民福祉であるとして、今定例会に東京都安全・安心まちづくり条例を提案し、治安対策担当副知事のポストを新設するなど、治安回復に積極的に取り組む知事の姿勢を高く評価する。昨年、都内で発生した犯罪件数は 30 万件を超え、一方、検挙率は年々低下をたどり、犯罪の凶悪化、多様化、国際化と相まって、都民の治安回復への要請はかつてないほど強くなっている。

今回提案された条例は、警察だけでなく、行政や事業者、ボランティア、都民が一体となって、防犯活動や犯罪防止に配慮した環境づくりを進めるとされているが、それぞれの責務に関して、単なる努力規定にとどまっていることが特徴だといえます。

そこで、条例の実効性を担保するための具体的運用のあり方が課題であり、また、条例の効果的実施にあたっては、行政はもとより、事業者、都民などとの緊密な連携が不可欠の要件となる。まず、この点について方針を明らかにしていただきたい。あわせて、指針の策定に当たっては、一般都民のプライバシー等にも配慮するなど、慎重な対応が求められるが、所見を伺いたい。

次に、警視庁への都職員 1,000 人派遣構想についてだが、知事は都庁の職員を 1,000 人、警視庁に派遣する構想を明らかにしているが、この知事提案を警視庁はどのように受けとめ、職務体制に反映されるのか、所見を伺いたい。また、職員派遣は警察官の不足を補うという側面を持つものだが、これは緊急対応的な措置なのか、あるいは恒常的措置なのか、明らかにしていただきたい。

○石川重明警視總監

提案中のいわゆる生活安全条例についてお答えします。この条例を実効あるものとするためには、警視庁を含む関係部局が協力して、安全・安心まちづくりに関するさまざまな事業を推進することが必要である。この点については、例えば地域住民による自主的な防犯活動の促進、犯罪の防止に配慮した環

境整備のための諸施策、学校等における児童等の安全確保について、今後具体的な事業が取りまとめられることになっている。

そして、このための推進システムとして、東京都レベルの推進協議会、地域レベルの推進協議会がそれぞれ設置され、行政、事業者、都民等が緊密に協力連携しながら、これらの事業を計画的、継続的に進めていくことになる。

また、ご質問の指針については、現在、警視庁及び関係部局の実務者が共同して、住宅に関する防犯上の指針、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場に関する防犯上の指針、学校等における児童等の安全確保に関する指針について協議中ですが、その策定に当たっては、ご指摘のとおり、個人のプライバシー等に配慮するなど、慎重に検討したいと考えている。

次に、東京都の職員を派遣していただく場合の職務内容等だが、派遣される職員の規模、派遣時期や期間、また担当する具体的な職務内容、必要な業務研修等々については、現在、鋭意、都と協議を行っているところだが、知事のご提案の趣旨を踏まえて、基本的には一人でも多くの警察官を街頭、侵入犯罪抑止対策等に充てるために、現在警視庁の職員が行っている事務の一部を担当し、パトロールの強化などの治安対策に効果を上げていきたいと考えている。

○秋田かくお議員（日本共産党）

知事は所信表明で、まず取り組むべきは治安の回復と述べ、治安担当の副知事の選任や安全・安心まちづくり条例の提案を行っている。確かに、増加する凶悪犯罪などの対策を強化し、都民の不安にこたえ、都民の生命と財産を守ることは重要な課題です。しかし、そもそも犯罪は、不況など経済情勢や社会的不安と深いかわりを持っている。1980年代以降の失業率と犯罪率を比較した場合、失業率の低いときは犯罪率も低く、失業率が高くなれば犯罪率も上昇することが判明している。実際に、90年代不況の深まりとあわせて、失業率が増加し、犯罪率も過去20年の間で最も高い水準で急増している。

自治体がまず行うべきは、治安の土台となる住民の暮らしと営業を守るために全力を尽くすことだ。しかも、治安対策という場合、何よりもまず専門の警察力が負うべきである。したがって、今必要なことは、予算や人員配置を、警備、公安中心から刑事、防犯活動中心に切りかえ、とりわけ交番やパトロールなど現場体制を強化することが必要である。

私どもに都民から寄せられる相談や要望の多くは、身近にあるべき交番や駐在所が足りないことや、あってもお巡りさんがほとんどいなかったり、盛り場などのパトロールがやられていない、改善してほしいというものです。実際に私の近くの交番の場合、お巡りさんは定期的に巡回してくるだけで、ふだんはだれもおらず、机の上に、用事があったら本署に連絡してくださいと案内板が置かれてあるだけです。これでは何かあったときに間に合いませんし、住民の不安にこたえることはできません。

しかし、ニューヨーク市の場合は、自治体警察である市の警察を督励してパトロールなどの現場の警察官をふやしたり、空きビル対策などを講じることで犯罪を減らしてきている。ディンキンズ市長時代には、これに加えて福祉の充実が行われた。また、ロンドンでも、事務の警察官より現場の警察官に多く職員を配置しているといわれている。

なぜ日本はこういうことができないのか。それは、日本では警察の指揮監督権は国の警察庁が持っていることから、アメリカなどと違い、事実上国家警察とされ、地域住民の声が聞き届けられないからである。しかも、東京の場合は、首都であることから、国会、外国大使館などにも手をとられている。

都民の生命と財産の確保と凶悪犯罪を防止するというならば、何よりも、警察庁に対して、刑事、防犯活動強化、とりわけ交番やパトロールなど現場を重視した配置とするように物申すべきではないか。また、知事は外国人犯罪だけを強調しているが、外国人による凶悪犯罪については、その背後に暴力団との癒着が指摘されている。この根っこを絶つ総合的な対策が必要だと考えるが、知事の見解を伺います。安全・安心まちづくり条例案の中身についても、各界から重大な疑義が投げかけられている。問題点が指摘されている。

例えばその一つは、条例によって安易に強制力をもって、民間パトロールなど民間人を犯罪防止活動に動員しようとしていることである。これほど凶悪な犯罪が多発しているもとで、民間人が犯罪防止活動に直接携わることは余りにも危険だという声が広がるのは当然だ。

第二に、知事が強調した民間パトロールや防犯カメラなどの対策は、一步間違えば、一般市民同士の、そして警察による一般市民の日常生活への全面的な監視に拡大しかねない。個人の人権やプライバシーの関係からも慎重に考えなければならない。

第三に、条例の実際の施行が、徹頭徹尾、警察の関与と指導のもとに行われる問題も重大である。民間パトロールや推進体制、住宅や公園、商業施設などでの防犯カメラを初めとした防犯設備の設置など、すべての事柄にわたり警察の助言や情報提供ができることになる。

しかし、これらの事柄は、専門家や市民の多様な検討と努力によって前進させていくべきもので、条例による強制で警察や行政が一方的に施策として押しつけるものではない。

凶悪犯罪の増大に対する都民の不安の解消に自治体が力を尽くすのは当然だが、問題解決には、犯罪予防と取り締まりの責任と権限を持つ警察の力を発揮させることが第一であり、さまざまな問題を持つ今回の条例案は撤回すべきであることを強く表明し、再質問を留保して、質問を終わります。

○石原慎太郎知事

警察庁に対する申し入れについてだが、現下の治安の危機的状況の中で、都民の生命財産の安全を守ることは何よりの福祉であり、都としても喫緊の課題となっている。これは、どこかの機関に申し入れをすれば解決する問題でもない。

警察庁は警察庁という存在感を持っているが、いずれにしろ、その系列にある警視庁は、非常に限られた人数で、非常に血の出るような苦勞をしており、一方、東京は首都でもあるので、首都にやってくる国家の要人の警護なども全部東京が引き受けてきたんです。こういった矛盾というものをやっぱり国は理解すべきだと思うし、これからもそれを指摘しようと思うが、いずれにしろ、我々みずからできる限りの手だてを尽くすことは当然である。警視庁の業務の効率化や行政サイドからの支援など、さまざまな方策を通じた街頭パトロールの強化は、今まで繰り返し述べてきた。警視庁も与えられた使命を一生懸命果たしている。

何といっても数が足りない中で血の出るような苦勞をしている。それは皆さんにも評価していただきたい。その上で、かつ警察庁に物申すことがあるならば、それこそ、今度新任した警察出身の竹花副知事がそのコーディネーターとして活躍してくれるものと期待をしている。

先日、議会の開会の日に、秋田さんが都庁の前で例によって大演説をぶっているのを横で聞いていたが、あなた方は要するに今度の警察から来た副知事の人事に反対だったようだけれども、その中に、このままで行ったら、この東京は警察都市になると。しかし、警察都市がいかなるものか私はわからないが、少なくとも、私たちはその前に、この東京が犯罪都市になることを必死に食い止めなければならぬと思っている。

次いで、凶悪犯罪への総合的対策ですが、外国人による組織犯罪が、都内のみならず我が国全体の治安悪化の大きな要因となっていることは、周知の事実である。もちろん、それに呼応した日本の暴力団が暗躍をしているが、その結果、直接の犯人がだれとは問わず、起こっている事態、新しい犯罪を見ると、従来日本にあり得なかった犯罪というものがばっこし出した。これは私たちはやはり注目せざるを得ない。かつて共産党も、外国からの支援、コミンテルンの支援で、私は 70 年、長く生きてきたからよく承知しているが、六全協のあの豹変の前は、本気でパイプで小銃ついたり火炎瓶爆弾で、暴力でこの国を革命しようと思っていたんでしょ。

あなた方が自己反省して大転換したことは結構だと思うけれども、しかし、やはりあのころから、外国の特殊の勢力と日本の犯罪行動というものが結びついた事例は顕著であり、今後また、これがしょうけつしていくことを私たちは防ぐために、警視庁も組織犯罪対策部を本年 4 月に設置して、総合的な対策を講じているわけである。外国人犯罪にしろ、暴力団犯罪にしろ、凶悪犯罪に対しては厳正に対処す

ることの重要性は、いわれるまでもなく、今後とも非常に重要なこととなり、そのための的確な対策をとっていく。

○石川重明警視總監

安全・安心まちづくり条例案についての三つの質問にお答えします。

初めに、第一点目だが、都民の安全を図ることは警察の責務であり、警察がこれに全力を挙げることは当然のことです。防犯パトロール等の自主的な防犯活動については、地域住民に安全・安心まちづくりにご賛同いただいた上で、自主的に参画をしてもらうことを期待するものであり、もとより強制にわたるものではない。

このような防犯パトロールは、ボランティアの方々が地域住民に声かけを行い、防犯上のアドバイスをするなどによって、地域の防犯意識を高めようという趣旨のものであり、直接犯人の検挙活動を行っていただくということを期待するものではない。また、警察としては、必要があれば、こうした防犯パトロール等に警察官を同行させるなど危険防止について配慮をしていく。

お尋ねの二点目だが、本条例案は、地域住民の方々が防犯に関心を持って、自分たちの町は自分たちで守るという共通認識のもとで、犯罪に遭わないようにお互いに助け合おうとするということを期待するものであり、これが全面的な監視につながるといったような性格のものとは考えていない。

また、防犯カメラなどの設置、運用については、不当に都民のプライバシーを侵害するようなことがあってはならないということはもちろんであり、犯罪のない、安全で安心して暮らせる町の実現を図るためには、こうしたことも、都民の方々のご理解は得られるものと考えている。

第三点目だが、犯罪発生状況等の情報の提供や犯罪の防止のための技術的助言は、事柄の性格上、犯罪対策を専門とする警察が主として行うことが適切であると考えている。本条例案が目指している諸施策は、条例施行後に設置される東京都レベルの推進協議会、地域レベルの推進協議会において、関係行政機関、都民、事業者等に十分なご説明をし、そのご理解を得て行っていくものであり、何らの強制措置を含むものではなく、一方的に施策を押しつけるといったものではない。

○大河原雅子（都議会生活者ネットワーク）

市民の生命、安全を守るべき警察に不安と不信を持つ市民が多くなっている現状と相まって、警察の実態を反映するかのように、犯罪の検挙率が低下しています。こうした事態の改善のため、市民ボランティアが警察になりかわり犯罪率を下げられるという種類の問題でないことは、いうまでもない。

桶川事件以降、警察刷新会議の提言により、警察の業務運営に民意を反映させるため、警察法の改正を受け、警察署協議会を発足し、警察署長が管轄区域内の住民から業務運営のあり方や地域の安全に関する意見、要望を聞くための機関が設置されている。しかし、抜本的には、警察、公安委員会の民主化、改革が必要であり、市民の代表による警察オンブズマンのような外部からの監督、救済機能を持つ監査制度が必要なのではないか。何よりも、警察の情報公開のあり方や個人情報保護策を講じるなどして、市民の不信を払拭すべきと考えるが、現状と対策について伺います。

防犯カメラの設置、住民やボランティアと一体となった防犯対策、個人情報の提供の奨励なども含む今回の都条例は、監視社会、疑心暗鬼の社会につながり、それは私たち都民の望むところではない。私たち都民が望む安全・安心は、地域コミュニティの育成を優先させる都政によってこそ醸成されるものであると考えている。ひとり暮らしの高齢者の見守りや児童生徒の放課後の居場所の確保や充実など、本当の安全、安心に至る社会基盤の整備は、いまだ不十分である。地域の安全・安心は、今回の都条例のように警察のリードでつくられるものではなく、暮らしからの視点でつくられるべきである。また、既に市や区では同様な条例が制定されているが、新たに都条例を制定しなければならない理由について伺います。

○石川重明警視總監

初めに、都民の信頼確保のための施策の取り組みについてお答えします。

この点につきましては、警察法の改正等を受けて、公安委員会の管理機能の強化を初め、警察署協議会の発足など、これまでさまざまな制度改革や組織整備が行われてきた。

ご指摘の外部監査制度については、国会審議の過程で議論がなされたが、これは適当ではないということで採用されなかった。自浄作用の発揮のために、内部監察機能の充実強化などの諸施策を推進することにより、都民、国民の信頼が得られ、警察が機能を十全に果たすための警察改革に、現在真剣に取り組んでいるところである。

また、情報公開については、かねてから条例の適正運用に努めているところであり、個人情報の保護についても、このたび公布された個人情報の保護に関する法律等の趣旨にかんがみ、部内教育の徹底を期することなどにより、一層の適正管理に努めていく。

次に、安全・安心まちづくり条例案の策定の視点についてのお尋ねだが、この条例案は、地域コミュニティの力を高めることによって犯罪を防止しようとする趣旨を含むものであり、具体的には、地域のボランティアによる防犯パトロールや保護者との連携を通じて、通学路や学校周辺の公園、広場等において児童等の安全の確保を図るなど、子ども、高齢者、女性など犯罪被害に遭いやすい人々を地域の力で守ろうとするものである。いわば地域住民の視点に立った地域ぐるみの取り組みというものを目指している。

このような施策を推進するためには、都民の生命、身体及び財産の保護を責務とする警察が、犯罪情報や防犯に役立つ情報の提供など、一定の役割を担うこともまた当然だ。また、幾つかの区市においても同様の条例が制定をされているが、今回の条例案は、都が設置、管理する道路、公園、学校等の防犯性を向上させるなど、都が行うべき事項について規定をするものである。